

北秋田市予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北秋田市が発注する建設工事について、予定価格の入札執行前の公表を行わず、入札執行後に予定価格を公表するモデル的な試行（以下「モデル的試行」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 モデル的試行の対象となる建設工事（以下「試行対象工事」という。）は、北秋田市が発注する建設工事の中から市長が選定する。

(発注等)

第3条 契約担当者は、試行対象工事を発注しようとするときは、北秋田市建設工事入札制度実施要綱（平成17年4月1日施行）第18条に規定する入札審査会の審議を経なければならない。

2 契約担当者は、試行対象工事を発注するときは、あらかじめ当該試行対象工事についてこの要領の適用を受ける旨を入札公告等において告知しなければならない。

(適用除外)

第4条 試行対象工事については、北秋田市が発注する工事契約に係る入札予定価格の事前公表に関する要領（平成17年9月2日施行）の規定は適用しない。

2 試行対象工事に係る入札において再度の入札を行う場合については、北秋田市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成22年4月1日施行）第4条の規定は適用しない。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う建設工事から適用する。